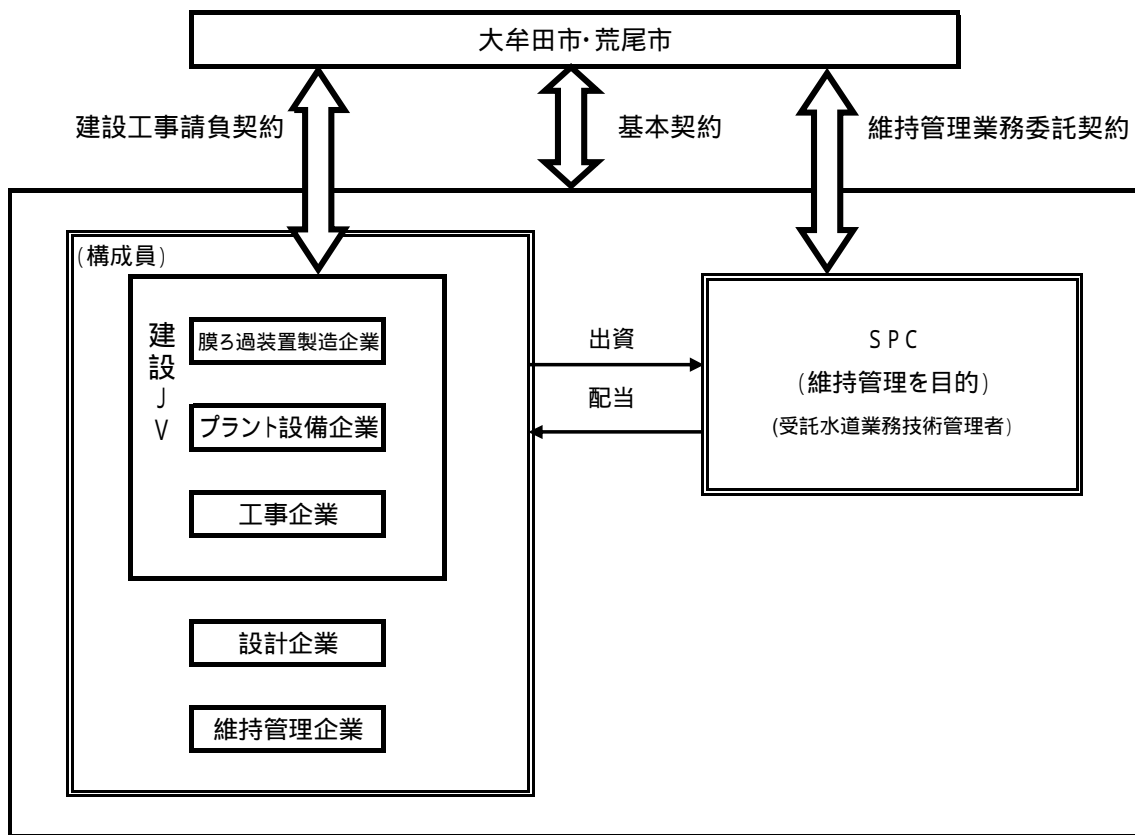


別紙 1	両局が想定する事業実施体制	1
別紙 2	リスク分担表（共同浄水場）	2
別紙 3	事業範囲	4
別紙 4	設計費、工事費及び維持管理費の支払方法	6
別紙 5	浄水方法の変更について	10
別紙 6	位置図	11
別紙 7	共同浄水場建設用地	12
別紙 8	共同浄水場建設用地の土質調査資料	21
別紙 9	取水～配水系統図	30
別紙 10	取水～送水計画図	31
別紙 11	導水施設平面図	32
別紙 12	導水管縦断図	33
別紙 13	送水管平面図	34
別紙 14	送水管模式図	35
別紙 15	送水管縦断図：参考 共同浄水場～勝立配水池	36
別紙 16	送水管縦断図：参考 共同浄水場～延命配水池	37
別紙 17 (1)	送水管縦断図：参考 共同浄水場～荒尾市中央水源地分岐	38
別紙 17 (2)	送水管縦断図：参考 荒尾市中央水源地分岐～中央水源地	39
別紙 17 (3)	送水管縦断図：参考 共同浄水場～荒尾市中央水源地分岐 （旧炭鉱電車軌道経由）	40
別紙 18	清里水源地周辺概況図	41
別紙 19	大牟田市水道事業計画一般平面図	42
別紙 20	荒尾市水道事業計画一般平面図	43
別紙 21	場外維持管理対象の概要	44
別紙 22	建設工事で予定している財源内訳及びアロケーション割合	46
別紙 23	宮原浄水場及び上の原浄水場原水水質等	48
別紙 24	大牟田市及び宮原浄水場の現状	53
別紙 25	上の原浄水場の現状	54
別紙 26	大牟田市場外維持管理対象施設参考図	55
別紙 27 (1)	大牟田市集中監視制御システム構成図（現状）	75
別紙 27 (2)	大牟田市上水道系統図（自己水系）	76
別紙 27 (3)	大牟田市上水道系統図（福岡県南広域水道企業団系）	77
別紙 28	荒尾市中央水源地フローシート	78
別紙 29	原水引き渡し条件（案）	79
別紙 30	浄水水質要求水準（案）	81
別紙 31	大牟田市場外施設維持管理関係参考資料	82
別紙 32	共同浄水場の雨水排水について	83
別紙 33	活性炭処理の対象となる水質項目の既往実績	85

別紙 1 両局が想定する事業実施体制



別紙2 リスク分担表（共同浄水場）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク負担者				
				大牟田市	荒尾市	民間事業者		
共通	募集要項	1	記載内容の変更に関するもの 入札説明要項の誤りに関するもの					
	契約締結	2	両局の責に帰すべき事由により選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合					
		3	事業者の責に帰すべき事由により選定事業者と契約結べない、または契約手続きに時間がかかる場合					
	制度関係	政治	4	債務負担行為などの議決に関わるもの				
			5	施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの				
			6	浄水業務の縮小・拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの				
		法制度	7	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等				
			8	上記以外の法制度の新設・変更等				
		許認可	許認可 遅延	9	許認可の遅延に関わるもの（事業者が取得する部分）			
				10	許認可の遅延に関わるもの（上記以外の部分）			
		税制度		11	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更			
				12	消費税の変更に関わるもの			
		社会	第三者賠償	13	事業者の事由による第三者賠償等 調査、建設、維持管理段階における事故、騒音、振動、光、臭気に関するもの			
	14			両局の事由による第三者賠償等				
	住民対応		15	本事業に対する（両局の要求に起因する）反対運動等				
			16	調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの				
	環境問題		17	両局の要求に起因する環境問題				
			18	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題				
		見学者事故	19	施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者がけがをした場合				
		民間事業者の発注する業務	20	事業者が発注する業務の契約内容の変更等				
	構成員	21	構成員の能力不足等による事業悪化					
	保険	22	設計・工事段階及び維持管理段階のリスクをカバーする保険に関わるもの					
	各種負担金	23	インフラ整備等の追加コストの発生					
	補助金受給・起債	24	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するもの					
	関係機関との調整	25	両局の事由による事業の延期などに関するもの					
26		事業者の事由による事業の延期などに関するもの。（建築確認申請、電気・ガス事業者の調整等）						
	事業の中断	27	両局の事由による事業の中断等					
28		事業者の事由による事業の中断。事業者の破綻によるもの、事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合。						
	不可抗力	29	戦争、暴動、天災等、両局及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画内容の変更、事業の延期、中止に関するもの					
30		台風、風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの						
31		地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの						

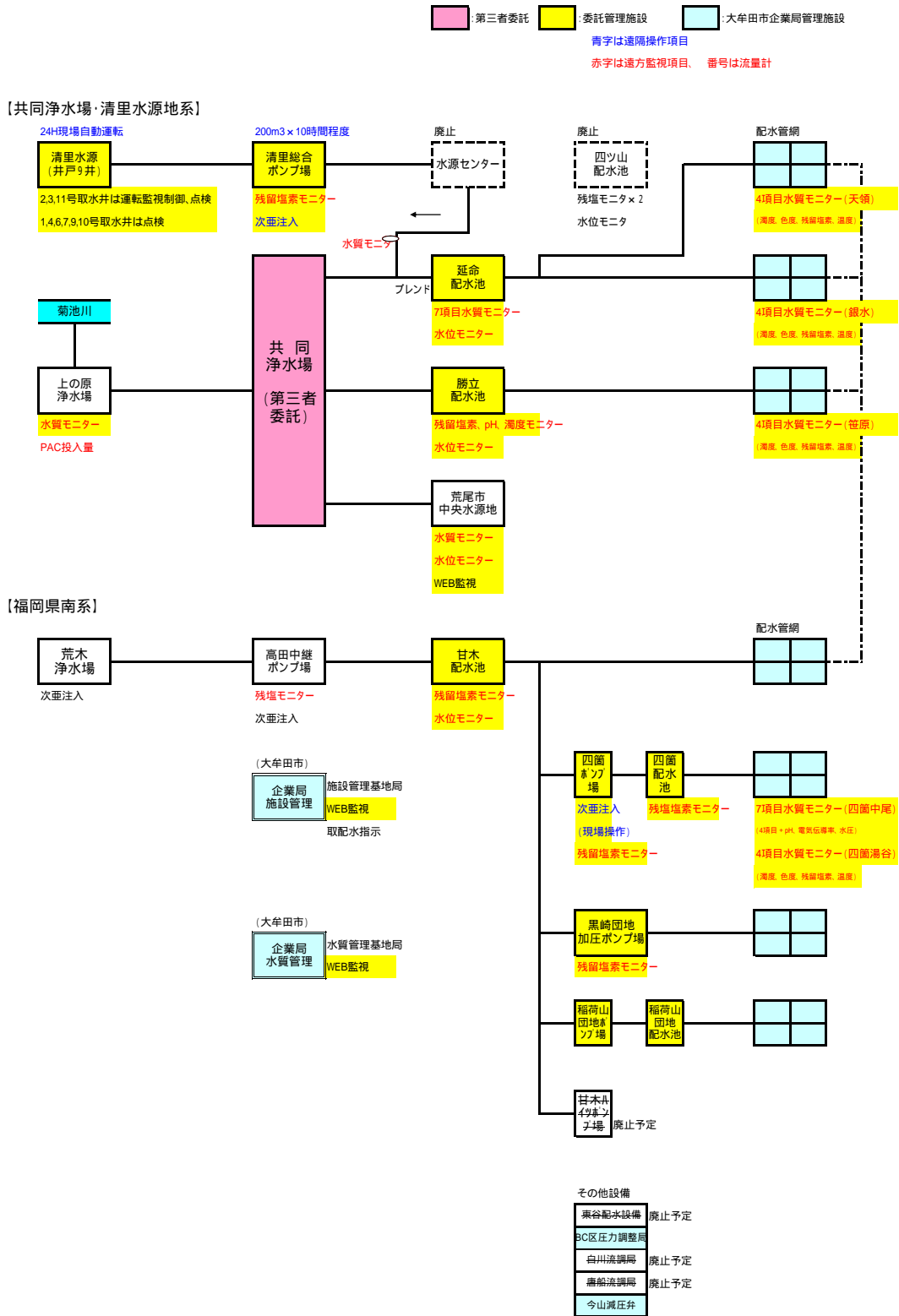
凡例：負担者 主負担 従負担

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク負担者		
				大牟田市	荒尾市	民間事業者
計画・設計	測量・調査	32	両局が実施した測量・調査に関するもの			
		33	遺跡の存在に関するもの			
	34	上記以外の測量・調査に関するもの				
	計画・設計・仕様変更	35	両局の請求による変更、不備			
36		事業者からの請求による変更、不備				
建設段階	用地取得	37	事業用地の確保に関するもの			
		38	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保に関するもの			
		39	土壌汚染			
		40	地中障害物			
	工事遅延	41	両局の事由による完工（維持管理・運営開始）遅延			
		42	事業者の事由による完工（維持管理・運営開始）遅延			
	工事費増大	43	両局の事由による工事費増大			
		44	事業者の事由による工事費増大			
	性能	45	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
	施設損傷	46	施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷			
	安全性確保	47	工事現場における事故等の発生			
物価変動	48	建設期間中の物価変動				
金利変動	49	建設期間中の金利変動				
維持管理段階	計画変更	50	両局の事由による事業内容・用途の変更に関するもの			
	施設性能	51	要求仕様不適合（施設不要を含む）			
	施設瑕疵	52	施設瑕疵が見つかった場合（10年目まで）			
					(10年目以降)	
	維持管理コスト増大	53	両局の事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大			
		54	上記以外の事由による維持管理費の増大（物価・金利の変動によるものは除く）			
	原水水質	55	設定した原水水質を超える変動により、施設の能力・機能上、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大			
		56	上記以外の事由による維持管理費の増大			
	原水水量	57	事業者の事由によらない浄水場における原水水量不足			
	機器更新	58	機器更新については不具合が発生した場合			
	修繕費増大	59	修繕費が予想を上回った場合			
物価変動	60	施設の供用開始前のインフレ・デフレ（設計・建設費に関するもの）				
		施設の供用開始後のインフレ・デフレ（維持管理費に関するもの）				
終了	終了手続き	61	終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの 事業会社に精算手続きに伴う評価損益等			
	事業終了時の施設状況	62	事業終了時の施設状況の要求水準の未達			

凡例：負担者 主負担 従負担

別紙3 事業範囲

1. 施設系統図



2 . 建設工事の範囲

1) 共同浄水場内

(1) 導水管

導水管は用地境界付近を分界点として、場内は事業者が、場外は両局が施工する。その位置については、事業者の提案をもとに、両局と協議して決定するものとする。

(2) 送水管

送水管は用地境界付近を分界点として、場内は事業者が、場外は両局が施工する。その位置については、事業者の提案をもとに、両局と協議して決定するものとする。

(3) 上記以外の場内施設

事業者が施工する。

2) 共同浄水場外

(1) 水源センター (大牟田市)

水源センターで行っている運転監視制御は共同浄水場で行う。そのために必要な設備の整備を行う。

(2) 中央水源地 (荒尾市)

送水ポンプの制御及び残留塩素管理に必要な設備の整備を行う。

3) 工事期間中の対応

(1) 電気・燃料等

建設工事費に必要となる電力は事業者自ら調達管理を行う。

(2) ガス

ガスは事業者自ら調達管理を行う。

(3) 水道

水道は事業者自ら調達を行う。

(4) 汚水・雑排水

事業者において対応する。

(5) 雨水排水

事業者において対応する。(別紙 3 2 参照)

(6) 門扉・フェンス

事業者は安全対策に留意した門扉・フェンスを設ける。

3 . 維持管理の範囲

1) 共同浄水場内

共同浄水場は第三者委託とする。

2) 共同浄水場外

大牟田市企業局の清里水源、延命配水池、勝立配水池、甘木配水池、四箇配水池、稻荷山団地配水池、清里総合ポンプ場、四箇ポンプ場、黒崎団地加圧ポンプ場、稻荷山団地ポンプ場、水質モニター (5 箇所) 荒尾市水道局の中央水源地及び上の原浄水場は仕様に基づいた委託管理とする。

別紙 4 設計費、工事費及び維持管理費の支払方法

1 . 設計費、工事費及び維持管理費の構成

項	目	該当する業務	備 考
設計費、工事費	事前調査費	事前調査業務	
	設計費	設計業務	
	工事費	工事業務	
	電波障害等対策費	電波障害等対策業務	
維持管理費	運転管理費	運転管理業務 水質管理業務 消耗品調達管理業務 膜交換業務 薬品調達管理業務 光熱水調達管理業務 浄水ケキ有効利用業務	人件費、薬品費、電力費、 その他経費
	保守点検費	保守点検業務 修繕業務 植栽管理業務 清掃業務	保守管理費、修繕費、そ の他経費
	見学者対応費	見学者対応業務	人件費、経費
	警備業務費	警備業務	人件費、経費
	その他の費用		保険料、公租公課、その 他上記に含まれない費用

2 . 設計費、工事費及び維持管理費の考え方

設計及び工事に要する費用は、両局が調達するものとする。

維持管理に対する対価は、維持管理期間を通して年 4 回に分けて、両局が事業者へ維持管理費として支払う。

3 . 設計費、工事費及び維持管理費の支払方法

1) 設計費及び工事費

設計費及び工事費は、各年度の出来高に応じて支払う。

2) 維持管理費

ア 修繕費を除く維持管理費

修繕費を除く維持管理費は、下表のとおり四半期に一度、年額の4分1を支払う。

各四半期終了後、事業者は当該業務に係る請求書を両局に提出する。両局は、請求書受領後30日以内に、モニタリングの結果を踏まえ支払う。

各 回	対象期間	支払額の割合	支払見込時期
第1四半期	4月～6月	年額の4分の1	各四半期終了後の翌月の末日（当該期日が銀行営業日でない場合は翌営業日）
第2四半期	7月～9月		
第3四半期	10月～12月		
第4四半期	1月～3月		

また、当該費用は、毎年度1回物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、物価変動率を勘案した業務ごとの改定率を当該年度の各業務の対価に乘じ、翌年度4月分以降の各業務の対価に反映させる。

イ 修繕費

(ア) 共同浄水場関連

修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期及び費用に従い、業務の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。各四半期の対象期間及び支払見込時期は、上記アと同様とする。

また、物価変動による対価の改定についても、上記アと同様と行う。

(イ) 場外系施設

故障時等の対策に要した費用及び大牟田市と協議の上で行った修繕に要した費用は、四半期ごとに一括して支払う。

4. 工事費及び維持管理費の変更

1) 物価変動による変更

(1) 工事費

ア 両局及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

イ 両局又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。

- ウ 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき両局と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、両局は、変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- エ 上記アの規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不相当となったと認められる場合は、両局又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- カ 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不相当となった場合は、両局又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- キ 上記イの規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、両局と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、両局は、工事費を変更し事業者に通知する。
- ク 上記ウ又は前項の協議の開始日については、両局が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、両局が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、両局に通知することができる。

(2) 維持管理費

維持管理費は、下表に示す指標に基づき、改定を行う。

入札時の費用の積算の前提となる指標は平成 20 年 11 月 1 日時点のものを参照するものとし、その時点を対価の改定に当たっての起点とする。平成 23 年度末又は両局と事業者が別途合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させ対価の見直しを行い、以後の改定は見直し後の対価を基に行う。ただし、各指標の毎年の変動率が 1 % に満たない場合又は直近の改定からの累積が ± 1 % に満たない場合及び直近の改定からの累積が ± 3 % に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。

なお、上記の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、両局と事業者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。

2) 上記以外の変化に対する見直し

- (1) 維持管理費の算定根拠である前提条件において考慮されない変動要素又は重大な変更が発生した等の場合は、両局及び事業者は速やかに協議を行い、維持管理費の見直し

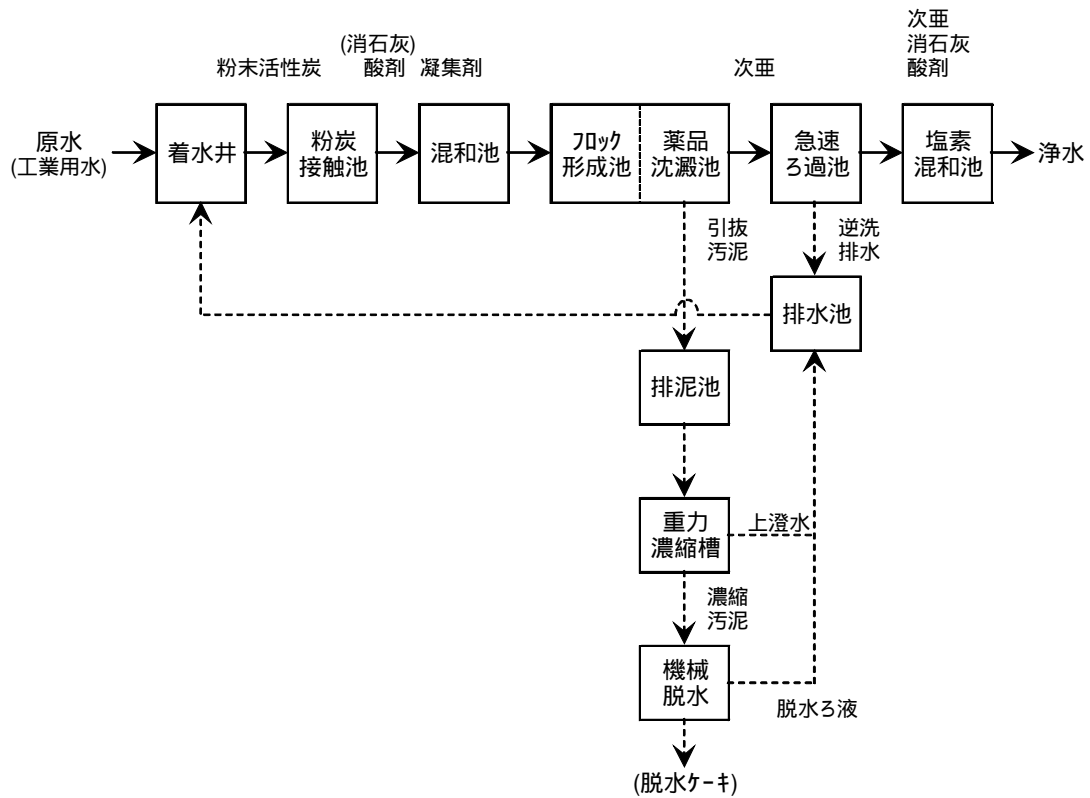
しを検討するものとする。当該協議は、両局又は事業者からの申し込みにより行われるものとし、一方の当事者から申込みを受けた場合は他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。

(2) 前項に記載する協議において合意が成立しない場合、両局は、維持管理費の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により事業者に対して通知する。

項目	該当する業務	参照指標
運転管理費	運転管理業務	光熱水費以外 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額 光熱水費 電気：原則として、電気料金の改定率 ガス：原則として、ガス料金の改定率 水道：原則として、水道料金の改定率 その他： 「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表 - 1 中分類指数(全国) ・光熱・水道
保守点検費	保守点検業務	修繕費以外 「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別：建物サービス ・品目：設備管理 修繕費 「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・基本分類指数：国内企業物価指数 ・一般機器
見学者対応費	見学者対応業務	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別：建物サービス ・品目：清掃
警備業務費	警備業務	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類別：警備 ・品目：警備
その他の費用		「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表 - 1 中分類指数(全国) ・総合

別紙5 浄水方法の変更について

既認可の浄水方法は下図のとおりであるが、今回、急速ろ過方式を膜ろ過方式に変更する。また、水道法の認可変更における浄水方法は、決定した入札者の提案した浄水方法を踏まえたものとする。



既認可浄水方法